

埼玉消費者被害をなくす会 ご担当者様

この度の貴会からの申入書内容につきまして、弊社の見解を下記文章にて回答申し上げます。

第1 約款第15条に関する申入れについて

1 結論

クーリング・オフ期間経過後の注文者都合による契約解除の場合に、工事請負代金の50

%を注文者が請負者に対して支払う旨の契約条項は、以下のとおり変更する予定です。

①クーリング・オフ期間経過後の注文者都合による契約解除の場合で

工事日程が確定前の解除については、解約料を請求しない。

②クーリング・オフ期間経過後の注文者都合による契約解除の場合で

工事日程が確定後の解除については、契約書記載の分電盤の商品価格合計額の

50%の解約料を請求する。

2 変更の理由

当社はご契約後、改めてお客様とお電話にて工事日程を調整させて頂き、工事日程が決定

した後、直ちに分電盤を発注しております。そこで、工事日程決定前に契約が解除された

場合には未だ分電盤も発注しておらず、当社に分電盤の仕入れ相当額の損害も発生しておりませんので、解約料は請求いたしません。

もっとも、分電盤を発注した後に、契約が解除された場合、発注した分電盤を他のお客様の工事に流用することはありませんので、分電盤の仕入れ相当額が当社の損害額となります。当社はこれまで約1年4ヶ月間、分電盤の点検、交換等の業務を行っており、1ヶ月80～100件のご契約を頂いております。そのうち、分電盤を発注後、契約が解除となり、分電盤を納品できなかった件数は50～60件ほどありますが、分電盤を実際に他のお客様の工事に流用できたのはわずか3件程度となっております。このように流用がほぼ不可能な理由は、分電盤が単相2線式か単相3線式か（引き込まれる電圧線が1本の場合が単2、2本の場合が単3）主幹容量（世帯の契約アンペア数、例として30A、40A、50A、60A）、分岐回路数（各部屋の照明、エアコン、コンセントなどの専用回路数の合計数）、設置タイプ（露出型、半埋込型）、機能（スタンダード、感震ブレーカー機能、太陽光発電や蓄電池など創エネ対応など）によって商品が異なっており、代替性が極めて低いことによります。

そこで、当社の分電盤の仕入れ額やその他書面作成等の諸経費も勘案して上記のとおり、分電盤発注後の解約料につき、契約書記載の商品価格の50%といたしました。

第2 勧誘内容等に関する問い合わせ

- 1 当社が点検させて頂いたお客様には、法定点検から漏れていた（点検期間に不在だった方、ハガキを確認していなかった方など）と思われる状況で古い分電盤をそのまま使用されているお客様もおります。

また、法定点検が行われたとしても、点検の質については、受託事業者や担当者によって相当のばらつきがあるのが現実であり、漏電の調査は行うものの、その他の破損、焦げ付き、ほこりなどの状況に応じた適切な対応をお客様に促していないのではないかとと思われるケースも散見されます。従いまして、分電盤の劣化等による火災リスクの存在が4年に1度の法定点検で判明しているとは言い難い事実があります。

- 2 分電盤は、アンペアブレーカー、漏電ブレーカー、分岐ブレーカー（子ブレーカー）から成っておりますが、前二者のブレーカー（主幹ブレーカー）の寿命は13年から15年とされております。（panasonic、日本電気工業会のホームページ等にも記載がございます。） 当社は、まずこの寿命を越えて主幹ブレーカーが設置されている場合は交換をお勧めしております。また、漏電ブレーカーが設置されていない分電盤についても、交換をお勧めいたしております。

その他、配線の焦げ付きや異音の有無、ブレーカーが落ちやすいなどのお客様からの聴取事項をも考慮して、分電盤の交換をご提案することもあります。あくまでもお客様ご自身のご判断で決めて頂くことにしております。

- 3 当社が電力会社から委託を受けた事業者であると説明すること、当社の点検が法定点検であると説明することは絶対にありません。当社からの説明内容（会話内容）については、従業員への指導、サービス向上の為に全て録音に残しております。疑義がある場合には実際に録音を確認して頂いております。

当社はあくまで点検の目的で訪問する旨告知しており、その際に、交換工事になる場合には、訪問日と別日程となること、有料工事になることも予めお伝えしております。

以上

この度は、回答期限の延期につきまして、ご配慮を賜り誠にありがとうございました。

なお、本件の内容に関しまして、ご不明な点やご質問等ございましたら、どうぞご遠慮なくご連絡ください。誠意をもって対応させていただきます。

令和8年6月30日

株式会社 egg 代表取締役 土井 貴大